

坂戸市立公民館利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年6月17日制定

令和3年3月23日改正

坂戸市教育委員会

坂戸市立公民館の再開にあたり、新型コロナウイルス感染防止を徹底するため、当面の間の対応として、坂戸市立公民館利用ガイドラインを定めました。市民の安全を確保するため、公民館を利用する際は、次の事項を遵守してください。

I 密閉・密集・密接の三密を徹底して回避

- 1 施設収容定員の半分程度以内で利用すること。
- 2 人と人との間隔をできる限り2m空け（最低でも1m）利用すること。
- 3 おおむね30分以内ごとに施設の換気を実施するとともに、終了時に必ず換気を行うこと。

II 感染防止対策の徹底

- 1 来館前に検温を行い、発熱や風邪の症状がある場合は利用を取りやめること。
また、検温を忘れた場合には、事務室に申し出て検温を受けること。
- 2 同居家族等に感染が疑われる方がいる場合などは利用を自粛すること。
- 3 高血圧、糖尿病等基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクが高いことから、より慎重に対応し、利用を自粛することも選択のひとつとすること。
- 4 来館にあたっては、公民館入口に設置の消毒液で手指消毒を行うこと。
- 5 施設利用後、公民館が用意する消毒液で、机、イスを始めとした使用備品、ドアノブ、鍵、スイッチ類等の消毒の徹底を図ること。
但し、ピアノの使用にあたっては、使用前、使用後に手指消毒を行い、ピアノに直接消毒液を噴霧しないこと。
- 6 マスクを着用するとともに、咳エチケットを遵守すること。
但し、運動を主とする活動等でマスクの着用が困難な場合は、十分な距離を空けて活動すること。また、マスクを着用して活動する場合は、呼吸困難、熱中症リスク等を考慮し運動量を下げるなどの工夫を行うこと。
- 7 館内での飲食は自粛すること。(水分補給は可)
また、調理室(調理実習室)で調理したものの飲食についても、当面の間、禁止する。
- 8 給湯室は使用しないこと。
- 9 ロビー、図書室での談話等は自粛すること。
- 10 利用時間内に消毒を終了し、次の利用者(団体)との接触が回避できるよう配慮すること。

(裏面へ続く)

11 次に示す一部活動については、当面の間、利用の制限を行う。

《 当面利用制限を行う活動 》

カラオケ・コーラス・歌謡・民謡等「歌」として分類される活動

12 利用の制限を行わない活動であっても、感染リスクの高いと思われる活動については、国または県等を単位とした各種団体等で作成されたガイドライン等を遵守するとともに、利用者間で協議の上創意工夫を講じ、十分な感染防止対策を講じること。

《カラオケ・コーラス等の外、感染リスクが高いと思われる活動例：①飛沫感染や接触感染リスクを伴う活動（社交ダンス、スポーツ、管楽器等）②器具・道具類を共有して使用する活動（囲碁、将棋、マージャン、茶道等）》

Ⅲ その他の遵守事項

- 1 会議の実施にあたっては、会議の方法等の検討を行い、会議時間の短縮に努めること。
- 2 利用代表者は、感染者が確認された場合に追跡可能とするため、利用者の住所、連絡先を把握しておくこと。
また、感染者の発生等により保健所等公的機関から要請があった場合は、利用者の住所、連絡先を情報提供すること。
- 3 利用代表者は、利用ごとに公民館備え付けの利用者名簿を提出すること。
- 4 ごみは必ず各自持ち帰ること。



緊急事態宣言解除は決して安全宣言ではありません。安全な環境下で公民館を利用できるよう、引き続き利用する市民皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。